

発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の実施状況について

1. 取り組みの経緯について

- （１）平成18年10月～平成19年3月にQMS（品質マネジメントシステム）高度化のための課題を整理し、改善策として7個のアクションプラン（AP1～AP7）を策定。
- （２）このQMS高度化活動に、不適切事案の再発防止対策を織り込み、平成19年4月6日に国へ報告。
- （３）平成19年5月21日には、国の行政処分に対応するため、8番目のAP（AP8）を加えて、再発防止対策の具体的な行動計画を国へ報告。
- （４）その後、個別のAPに沿って活動を実施。
 - ・ 保安規定変更認可申請（2項参照）
 - ・ 特別な保安検査対応（3項参照）
 - ・ 特別な定期検査対応（4項参照）
 - ・ 企業倫理委員会の開催（5項参照）
 - ・ 組織改正（6項参照）
- （５）8つのAP（33項目）のうち29項目を平成20年3月末までに完了。4項目については平成20年度も再発防止対策として継続して取り組むこととした。（7項参照）

2. 保安規定の変更認可申請について

（１）保安規定変更命令への対応

平成19年5月7日に原子力安全・保安院から発出された保安規定変更命令（原子炉主任技術者の独立等）に対応するため、7月31日に保安規定変更認可申請を行い、8月31日に認可を受けた。

（２）省令改正への対応

平成19年8月9日に公布された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」（法令遵守や安全文化醸成のための体制整備や根本原因分析の実施等）に対応するため、9月28日および11月30日に保安規定変更認可申請を行い、12月13日に認可を受けた。

（３）QMS高度化対応

QMS高度化活動の成果（新総括組織の設置や社内要領整備等）を保安規定に反映するため、平成19年12月20日に保安規定変更認可申請を行い、平成20年1月21日に認可を受けた。

3. 特別な保安検査への対応

発電設備の総点検結果に係る再発防止対策の実施状況などを検査項目とした特別な保安検査が国により4回(6月, 9月, 12月, 3月)実施され, 結果は検査終了の約1ヶ月後に都度国からプレス発表された。

平成20年3月31日に, 再発防止対策の実施状況は良好であり, 特別な保安検査を終了する旨通知を受けた。

4. 特別な定期検査への対応

検査の適正な実施および原子炉停止中の作業安全確保の観点から, 通常の定期検査に加えて特別な定期検査が国により行われ, 2号機は平成19年8月10日(第14回定期検査), 1号機は平成20年5月14日(第27回定期検査)にそれぞれ総合負荷性能検査を受検し, 特別な定期検査対応を終了した。

5. 企業倫理委員会の開催について

以下のとおり企業倫理委員会を開催し, 再発防止対策の実施状況を報告するとともに, 都度プレス発表を行った。

平成19年	8月	8日	平成19年度第1回企業倫理委員会
同	年11月	6日	平成19年度第2回企業倫理委員会
平成20年	3月	7日	平成19年度第3回企業倫理委員会
同	年	5月12日	平成20年度第1回企業倫理委員会

6. 組織改正

平成20年2月1日に組織の改正を行なった。

- ・ コンプライアンス推進部門の設立
- ・ 品質保証活動を総括する機能を持った新組織を電源事業本部に設置
- ・ 島根原子力発電所と島根原子力建設所を統括する「島根原子力本部」の設置 等

7. 再発防止対策の平成19年度活動評価および平成20年度の行動計画

8つのAP(33項目)のうち29項目を平成20年3月末までに完了。4項目については平成20年度も再発防止対策として継続して取り組むこととした。

- ・ AP4(4) 内部監査のあり方(自己評価制度の導入)
- ・ AP5(4) 安全文化醸成施策の実施
- ・ AP6(3) 技術継承施策の実施(力量の明確化)
- ・ AP8(6) 制御棒引き抜け等の報告義務化(設備改造)

以 上